

東京都北区新庁舎建設基本構想案 (中間のまとめ)

平成 23 年3月

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 中間のまとめにあたって | 1 |
| 1. 検討経緯と新庁舎建設の必要性 | 2 |
| 2. 新庁舎建設の基本理念とめざすべき庁舎像の概要 | 8 |
| 3. めざすべき庁舎像と備えるべき機能 | 10 |
| 4. 今後の検討の方向性 | 17 |

資料編

| | |
|----------------------------------|----|
| 資料1 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 設置要綱 | 19 |
| 資料2 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 委員名簿 | 21 |
| 資料3 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 開催経過 | 22 |
| 資料4 現庁舎の状況と課題 | 24 |
| 資料5 新庁舎建設計画の手順と主な計画内容 | 31 |
| 資料6 北区の上位計画の概要 | 32 |
| 資料7 他自治体視察 | 34 |
| 資料8 現庁舎見学会 | 36 |
| 資料9 北区新庁舎検討会だより | 37 |

中間のまとめにあたって

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会（以下、「検討会」という。）は、平成22年3月に策定された「庁舎のあり方に関する基本方針」に則り、新庁舎建設にあたっての基本的な考えやビジョンを検討するために設置されました。

区民にとって、また北区にとって、望ましい庁舎とはどのようなものか、区の庁舎はどうあるべきなのか。私たち22名の委員（学識委員4名、区民委員7名、区議会選出委員5名、区職員委員6名）は、昨年7月から検討を重ねてきました。

変化の著しいこの時代に20～30年後を見据えることの困難さや、建設予定場所が確定しない中で「あるべき庁舎像」を議論する難しさを抱えつつも、平成21年度までにとりまとめられた報告や答申に加え、視察した他自治体の庁舎や区政モニター・区政レポーターからのご意見などを参考にしながら、活発な議論が交わされました。

また、区民委員が編集委員となって、検討会開催ごとに「検討会だより」を発行してまいりました。

「検討会だより」は、検討会開催の周知を図るとともに、区民の方々に、自分たちの庁舎の問題として考えていただければ、という願いを込めています。

本答申は、このような平成22年度に行った検討結果等を「中間のまとめ」として、とりまとめたものです。

今後は、新庁舎の望ましい立地条件や建設実現のための方策について、さらに検討を深めていく予定であり、より多くのご意見をいただきながら最終のとりまとめができれば、と考えています。

平成23年3月

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会

委員長 高見澤邦郎

1. 検討経緯と新庁舎建設の必要性

1-1. 北区の取り組み経緯の確認

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会（以下、「検討会」という。）では、新庁舎建設基本構想（以下、「基本構想」という。）の検討に際して、本検討会発足に至るまでの北区の取り組み経緯について以下のとおり確認しました。

<平成 21 年度までの取り組み>

阪神・淡路大震災の発生を機に平成 7 年から実施した、区有施設耐震診断調査の結果、現在の庁舎の耐震性に大きな問題があることがわかりました。以降、庁舎の耐震補強について、検討が重ねられてきましたが、災害時の避難所となる学校や、保育所をはじめとする福祉施設などの耐震補強工事^{※1}を優先してきたため、現在に至るまで耐震補強は実施されていません。

この間、第一庁舎、第二庁舎、第四庁舎及び別館は、建築後 40～50 年が経過し、建物や設備の老朽化も進み、様々な問題が生じています。また、建物が 6 カ所に分散していることにより、著しく利便性を損ねています。

このような背景を踏まえ、今後の庁舎のあり方について、総合的な観点から検討が行われました。

平成 20 年度は、「耐震補強工事と大規模改修工事^{※2}を行い、当面現庁舎を活用する案」（A、B 案）、「建替えを行う案」（C、D 案）の 4 つの案が比較検討され、「北区役所庁舎のあり方についての検討報告」（以下、「平成 20 年度報告」という。）がとりまとめられました。

そして、平成 21 年度には、学識経験者を中心とした「北区庁舎のあり方専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）が設置され、「平成 20 年度報告」について専門的な見地から検証が行われた結果、新たな敷地で建替えとする案に優位性があることが確認されました。また、区議会において「北区庁舎のあり方検討特別委員会」（以下、「特別委員会」という。）が設置され、審議の結果、改築を基本的な方向とすることが了承されました。

専門委員会および特別委員会によるとりまとめ並びにパブリックコメントの

※1 建物の地震に対する性能が、耐震基準を満たしていない建物において、建物の安全性を確保するために行う補強工事のこと。

※2 設備機器や建物の劣化状況を踏まえて、建物機能を維持するために、屋上防水・内外装・設備機器などの複数の部位を同時かつ全面的に直す改修工事のこと。

結果を踏まえ、平成 22 年 3 月「庁舎のあり方に関する基本方針」を策定し、「改築を基本的な方向として、必要な対策・検討を行っていくものとする」ことが決定されました。

同基本方針を踏まえ、平成 22 年 7 月、新庁舎建設の基本構想策定に必要な事項の検討及び協議を目的として、検討会が設置されるに至りました。

| 年度 | 北区の検討経緯 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 7 年度～ | 耐震診断調査を実施 すべての庁舎の耐震診断調査を実施。 |
| 平成 8 年度～ | 庁舎耐震補強工法の比較検討 耐震診断調査により、耐震補強の方法を検討。 |
| 平成 11 年度 | 「北区基本計画 2000」策定（区役所庁舎改築計画の策定） 将来的に庁舎改築計画を策定することを定める。 |
| 平成 12 年度 | 庁舎耐震補強工法の整理 第一庁舎の耐震工法を安全性・機能性・施行性から総合的に比較。 |
| 平成 13 年度～ | 庁舎耐震補強及び保全に関する基礎的検討 耐震補強や大規模な改修などを検討。 |
| 平成 16 年度 | 「北区基本計画 2005」策定（庁舎の改築及び基金の創設） 将来に備えて庁舎の改築基金を創設することを定める。 |
| 平成 17 年度～ | 「庁舎のあり方・方向性」を再検討 これまでの検討を踏まえて、庁舎のあり方について検討を開始。 |
| 平成 20 年度 | 「北区役所庁舎のあり方についての検討報告」のとりまとめ 北区職員による検討のまとめを報告。 |
| 平成 21 年度 | 「東京都北区庁舎のあり方について」（報告）のとりまとめ 専門委員会によって「平成 20 年度報告」を専門的な見地から検証。 庁舎のあり方検討特別委員会によるとりまとめ 区議会に特別委員会を設置し、庁舎のあり方について審議。 「庁舎のあり方に関する基本方針」策定 専門委員会および特別委員会によるとりまとめ並びにパブリックコメントの結果を踏まえ、庁舎のあり方に関する基本方針を策定。 |

平成22年度

新庁舎建設基本構想検討会を設置

新庁舎建設基本構想の策定にあたり必要な事項を検討及び協議するため設置。

1-2. 検討会による検討経緯

本検討会は、学識経験者、区議会議員、区民委員を中心とした22名の委員から構成されており、新庁舎建設に向けた基本構想に必要な事項について検討及び協議を行うため、区長の委嘱によって設置されました。

まず、第1回の検討会では、現在の庁舎の現状と課題とともに、これまでの北区の取り組み経緯を確認しました。

第2回では、そうした現状と課題を踏まえた新庁舎建設の必要性について確認するとともに、区民にとって望ましい庁舎像について話し合いました。

また、千代田区役所とつくば市役所を視察し、近年建設された庁舎の特徴等について調査しました。(34ページ「資料7」)

そして第3回、第4回では、新庁舎建設の基本理念とともに、めざすべき庁舎像と備えるべき機能について討議し、第5回で「東京都北区新庁舎建設基本構想案(中間のまとめ)」(以下、「中間のまとめ」という。)をとりまとめるに至りました。

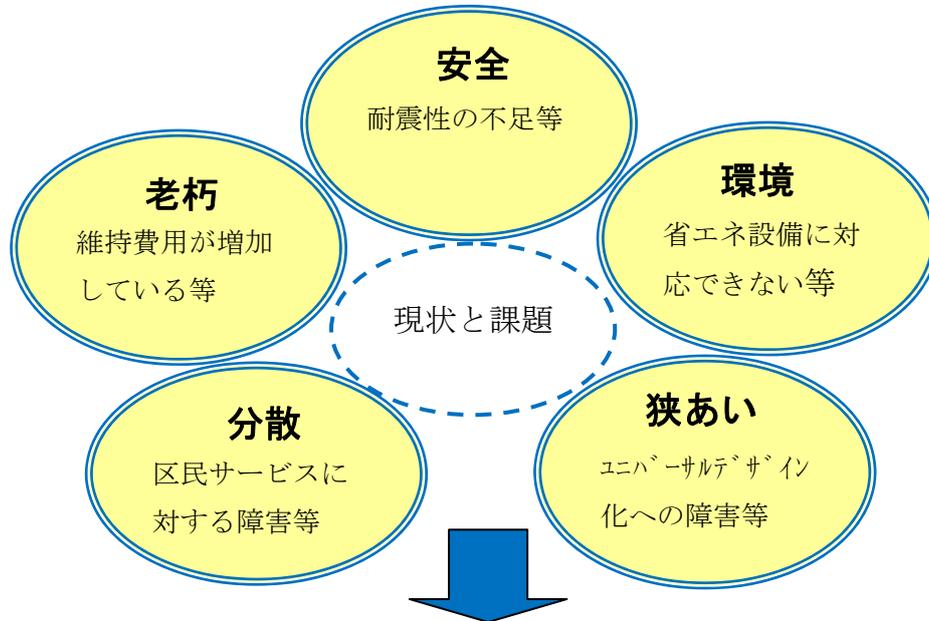
本「中間のまとめ」を踏まえて、平成23年度秋には基本構想案を策定し、区長に提出する予定です。

| 開催回 | 日程 | 中間報告までの主な検討内容 |
|-----|------------|------------------------------------------|
| 第1回 | 平成22年7月30日 | 昨年度調査報告書(概要)の確認 庁舎の現況 検討委員会のスケジュール |
| 第2回 | 9月14日 | 庁舎の現状と課題 庁舎建設の必要性 |
| 視察 | 10月15日 | 他自治体(千代田区、つくば市)庁舎視察 |
| 第3回 | 11月10日 | 新庁舎建設の理念 新庁舎が備えるべき機能 |
| 第4回 | 12月10日 | 新庁舎建設の理念 新庁舎が備えるべき機能 |
| 第5回 | 平成23年2月14日 | 中間のまとめの確認 |

※詳細は「資料編」22ページ参照

1-3. 庁舎建設の必要性

検討会では、現庁舎の現状と課題を踏まえて、以下に示す観点から、新庁舎を建設する必要があることを確認しました。(24 ページ「資料4」)



◆ 災害に強い庁舎

区役所庁舎は、災害発生時においても継続的に日常業務を遂行するための機能を確保する必要があります。

また、利用者や職員の安全性を確保し、防災拠点^{※3}としての役割を果たすために、耐震性が高く災害に強い庁舎が求められます。

◆ 区民サービス向上を図れる庁舎

現庁舎は、施設の分散化や狭あい化により利便性などの面において、求められる区民サービスに十分に対応できていない状況にあります。

ワンストップでサービス^{※4}を提供できるスペースと機能の確保や、誰もがいつでも利用しやすいユニバーサルデザイン化^{※5}を実現できる新たな庁舎が求められます。

※3 地震など、万が一の災害発生の際に、防災、災害復旧・復興の拠点となるところ。

※4 1カ所又は1回で、各種申請、届出、証明書の発行などの手続をすることができる仕組みのこと。

例えば、住民票、戸籍、国民健康保険、国民年金などに関する手続を1つの窓口で済ませることができるようになる。

※5 誰もがより使いやすいものや、利用しやすい環境を生み出していくという考え方であり、建物や道路などにおいてもこの考え方に基づき整備が行われている。

◆ 行政と区民との協働の拠点整備のための庁舎

現庁舎は、区民交流や区民活動など、区民との協働のために必要なスペースを確保できない状況にあります。

北区の基本姿勢「区民とともに」(32 ページ「資料 6」)の実現を目指し、行政と区民との協働の拠点機能としての役割を果たすことのできる庁舎が求められます。

◆ 維持管理運営における経済性・効率性に優れた庁舎

現庁舎は迫りくる目標使用年数^{※6}に対応する必要がある、また、老朽化による改修、補修などメンテナンスのためのコスト増が懸念されます。

経済的で効率的な施設の維持や管理運営を行うことができる庁舎が求められます。

◆ 柔軟に社会情勢や区民ニーズに対応できる庁舎

現庁舎の老朽化や分散化、狭あい化は、区民の利便性に支障をきたすだけでなく、職員の業務効率の妨げとなり、結果的に区民サービスの提供に影響を与えています。

社会情勢の変化による業務量の増減や I T 化^{※7}など新しい時代を見据えた環境を整備し、様々なニーズに応えることが求められます。

◆ 環境に配慮した庁舎

北区では、平成 18 年 5 月の「環境方針」^{※8}に基づき「環境共生都市」を実現するため、地方自治体として積極的な取組みを行っています。老朽化・分散化した現庁舎では、環境に配慮した新しい設備を導入し、対応することが困難な状況にあります。

省エネルギー化や自然エネルギーの活用などにより庁舎から排出される温室効果ガスの低減を図るなど、積極的な環境への取組みを行うことができる庁舎が求められます。

※6 一般的に鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数は、税法上で示されている 50 年（減価償却資産の耐用年数）という数値がある。北区では、長期にわたって区有施設の機能を維持し、向上を目指す取組みを行いながら、65 年を建物の使用年数の目標としている。

※7 情報技術が発展、普及すること。

※8 北区が地球環境問題に率先して取組み「環境共生都市」を実現するため、平成 18 年に定めた方針。事業活動において環境負荷を最小限に抑えること、循環型社会を構築するための仕組みづくりをすることなどを定めている。

2. 新庁舎建設の基本理念とめざすべき庁舎像の概要

2-1. 基本理念

新庁舎建設の必要性を踏まえ、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

新庁舎建設の基本理念

人と環境にやさしく、区民に開かれた

北区のシンボル



庁舎は、機能的で便利なだけでなく、バリアフリー^{※9}やユニバーサルデザインを取り入れるなど、利用する誰にとっても安全で快適に利用できる建物である必要があります。

また、北区がめざす「環境共生都市」を実現するためにも、新しい庁舎では、省エネルギー化や自然エネルギーの活用を積極的に推進できる庁舎であることを求められています。

そして、区の基本姿勢である「区民とともに」の実現をめざし、新しい庁舎は、行政と区民が協働し、あるいは区民同士が交流できるような開かれた場所であることが望まれます。

そこで、新庁舎建設の基本理念として、人にも環境にもやさしく、区民に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなるような開かれた場所として、「北区のシンボル」となるような庁舎をめざします。

※9 段差や仕切りなど、障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で物理的障害になる物を除去した生活環境のこと。

2-2. めざすべき庁舎像の概要

新庁舎建設の基本理念実現のため、5つのめざすべき庁舎像を設定します。

新庁舎建設の基本理念

人と環境にやさしく、区民に開かれた 北区のシンボル

～めざすべき庁舎像～

(1)人にやさしい庁舎

区民サービスの向上を図り、便利で利用しやすい庁舎をめざします。

(2)「安全・安心」の拠点となる庁舎

災害時の防災拠点となる、災害に強い庁舎をめざします。

(3)環境に配慮し、長持ちする庁舎

環境とコストに配慮した、長持ちする庁舎をめざします。

(4)区民に開かれた庁舎

誰もが気軽に立ち寄れる、親しまれる庁舎をめざします。

(5)北区のシンボルとなる庁舎

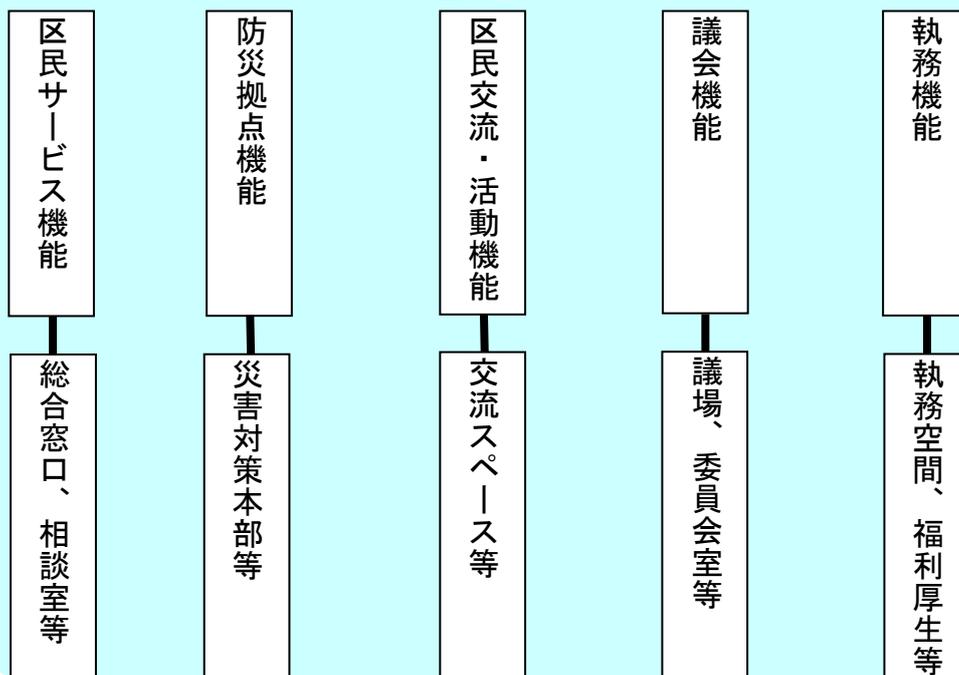
区民が誇れるような、区のシンボルとなる庁舎をめざします。



共通機能

ユニバーサルデザイン・環境対応・柔軟性

基本機能



3. めざすべき庁舎像と備えるべき機能

3-1. めざすべき庁舎像

検討会では、新庁舎建設の基本理念とともに、区民にとって望ましい庁舎とはどのようなものなのかについて検討し、めざすべき庁舎像を次のように考えました。

(1) 人にやさしい庁舎

区民サービスの向上を図り、便利で利用しやすい庁舎をめざします。

◆ 便利で利用しやすい

総合窓口化^{※10}による便利な庁舎、ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れた誰もが安全で利用しやすい庁舎をめざします。

◆ 効率的な執務環境

職員にとって働きやすい労働環境を整え、業務の効率を向上させ、区民サービスの向上につながるような庁舎をめざします。

(2) 「安全・安心」の拠点となる庁舎

災害時の防災拠点となるとともに、日常業務を継続できる災害に強い庁舎をめざします。

◆ 災害に強い

震災や水害、火災といった災害時にも区民生活に必要な行政サービス継続が可能となるような、耐震性に優れた災害に強い庁舎をめざします。

◆ 防災拠点

災害時には、被害状況等の情報を集約し、国や都の関係機関と連携した災害対策本部としての役割を担うことができる、北区の防災拠点となる庁舎をめざします。

※10 ワンストップサービスを可能とするため、各種行政サービスを集約した窓口。ここで様々な手続を済ませることができる。

(3) 環境に配慮し長持ちする庁舎

省エネで環境に配慮した庁舎を実現することで、維持管理費^{※11}を低減するとともに、将来的な業務変化に柔軟に対応可能な長持ちする庁舎をめざします。

◆ 環境への配慮

新庁舎計画から管理運営に至るすべての段階において、環境対応での模範となるような、「環境共生都市」にふさわしい、環境に配慮した庁舎をめざします。

◆ 低コストで長持ち

省エネシステムの導入等によりライフサイクルコスト^{※12}を抑え、スペースの有効活用を図るなど、将来の行政需要への変化に柔軟に対応できる建物であるとともに、長持ちする庁舎をめざします。

(4) 区民に関かれた庁舎

区民交流・活動の場として、誰もが気軽に立ち寄れる開かれた庁舎をめざします。

◆ 区民交流・活動の場

区民が気軽に立ち寄り、交流・活動できる親しみやすい庁舎をめざします。

◆ 議会が身近になる

区民を代表する議会が、区民にとってより身近になるような庁舎をめざします。

※11 清掃、警備、設備機器の保守管理、光熱水費、小規模の修繕工事などがこれにあたる。

※12 建物の計画、整備から建物維持管理運営を含めた総合的な経費の想定額。建築に要する費用、維持管理運営費などのほか、改修、解体に必要な経費も含む。

(5) 北区のシンボルとなる庁舎

周辺環境と調和した、まちのランドマーク^{※13}であるとともに、区民が誇れる北区のシンボルとなる庁舎をめざします。

◆ シンボル性

まちのランドマークとなるとともに、区の基本姿勢や「北区らしさ」が反映された、「ふるさと北区」の象徴となる庁舎をめざします。

◆ 周辺環境との調和

周辺のまちなみや環境と調和した庁舎をめざします。

※13 その地域の景観を特徴づける目印。視覚的に目立つもの。

3-2. 備えるべき機能

めざすべき庁舎像を実現するために、新しい庁舎に備えるべき機能について検討を行いました。主な機能として、以下のようなものが考えられます。このような機能が果たせるような庁舎を整備することをめざします。

(1) 共通機能

庁舎全体に求められる共通機能としては、主に以下のようなものが考えられます。

◆ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど高齢者や障害者、子ども、外国人など、誰にとってもわかりやすく、利用しやすい、人にやさしい機能の導入をめざします。

◆ 環境対応

環境に配慮し、自然エネルギーの活用、省エネルギー、省資源等を意識した機能の導入をめざします。

◆ 柔軟性

将来の社会環境の変化に伴う区民ニーズや、行政需要の変化に適切に対応できるよう柔軟性に富んだ機能の導入をめざします。

(2) 基本機能

新庁舎に備えるべき個々の機能として、主に以下のような機能の導入をめざします。

◆ 区民サービス機能

- 区民の利便性を向上するため、窓口機能をワンフロアに集約した総合窓口を設置します。ワンストップサービスの導入や関連する窓口の配置に配慮し、各種手続きの時間と動線の短縮をめざします。
- ゆとりある待ち合いスペース、プライバシーに配慮した相談スペースを設置します。
- 来庁者が目的の場所に移動しやすいよう、窓口や区民がよく利用するサービス機能を低層階に設置するなど、効率的でわかりやすい配置をめざします。また、目的の場所がすぐわかるような、適切な案内表示を設置します。

<プライバシーに配慮した相談窓口の事例（千代田区役所）>



◆ 防災拠点機能

- ・ 災害時において災害対策本部としての機能が果たせるような災害に強い建物を整備します。
- ・ 災害対策本部として十分に機能が発揮できるよう必要な設備を整備します。
- ・ 災害時に区内の被害状況を的確に把握するためのシステムなどを確立し、地域の防災組織や国や都の関係機関と連携を図れるよう整備を進めます。
- ・ 災害時に多様な用途に活用できる空間を確保します。

<災害対策本部室の事例（静岡県伊東市役所）>



◆ 区民交流・活動機能

- ・ 区民が気軽に立ち寄れるような多目的のオープンスペースやカフェ、レストラン等を設置します。
- ・ 区民が多様な活動をおこなう場として、区民活動や情報交換、展示などがおこなえる多目的の交流スペースの導入をめざします。
- ・ 区民の参加と協働のための場として活用できるスペースの確保をめざします。

＜オープンスペースの事例（千代田区役所）＞



◆ 議会機能

- ・ 行政との連携に留意するとともに、議決機関としての独立性を確保し、充実した審議をおこなえるような議場等を整備します。
- ・ 区民参加を促進し、区民にとってより身近で開かれた議会となるような機能の導入をめざします。



◆ 執務機能

- ・ 将来的な業務量の変化に対応できるよう、仕切り壁のないオープンなフロアを基本とします。
- ・ スペースの有効活用を図り、無駄のない効率的な事務スペースとします。
- ・ 情報セキュリティや個人情報保護に十分配慮します
- ・ 情報伝達、業務連携がとりやすい部署配置、動線になるよう工夫します。
- ・ ITの進展に対応できる建物、設備とします。
- ・ 職員の福利厚生等に配慮した施設・設備を適切に配置します。

<仕切りを設けないフロアの事例（つくば市役所）>



4. 今後の検討の方向性

今後、中間のまとめ以降には、次のような事項について検討する予定です。

◆ 望ましい立地条件

例えば・・・

- ・ 新庁舎の望ましい立地条件について検討します。
- ・ 新庁舎と区内公共施設（例：北とぴあ等）の役割・機能分担について検討します。
- ・ 新庁舎の適正な規模等を踏まえ、必要な敷地面積等について検討します。

◆ 建設実現のための方策

例えば・・・

- ・ 新庁舎建設の整備手法について検討します。
- ・ 新庁舎建設のために必要な財源対策等について検討します。

資料編

資料1 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 設置要綱

資料2 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 委員名簿

資料3 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 開催経過

資料4 現庁舎の状況と課題

資料5 新庁舎建設計画の手順と主な計画内容

資料6 北区の上位計画の概要

資料7 他自治体視察

資料8 現庁舎見学会

資料9 北区新庁舎検討会だより

資料1 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会設置要綱

22北総総第1171号
平成22年4月15日区長決裁

(設置目的)

第1条 東京都北区新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、必要な事項を検討及び協議するため、東京都北区新庁舎建設基本構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、新庁舎建設に向けた基本構想に必要な事項について検討及び協議を行い、区長に基本構想案を提案するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 区議会議員 5名以内
- (3) 区民 7名以内
- (4) 区職員 6名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱から基本構想案を区長に提案するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、検討会の運営については、委員長が定める。

(小委員会)

第7条 委員長は、所掌事項に関する調査又は検討を行わせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

資料2 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 委員会名簿

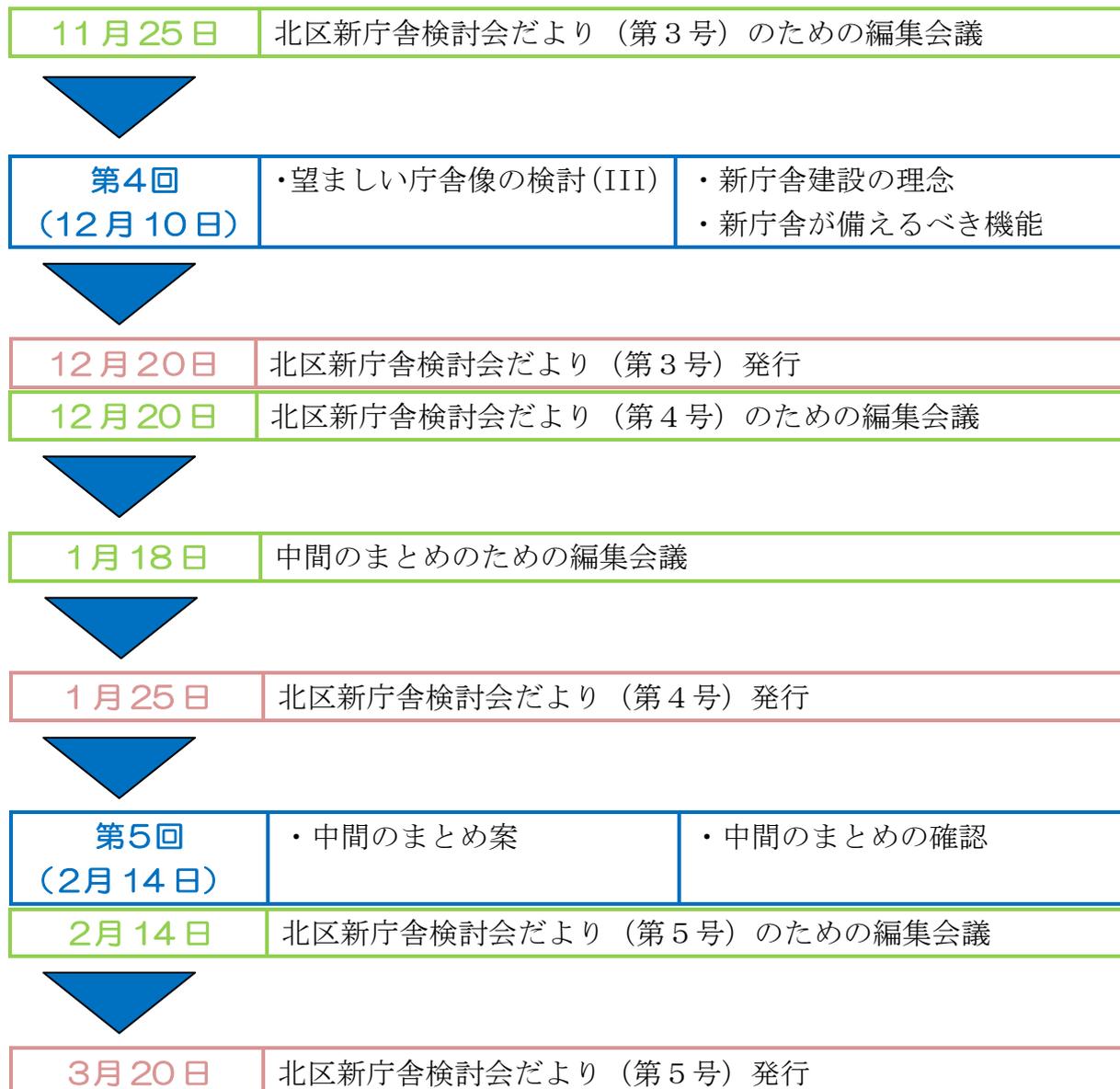
| 区分 | 氏名 | ふりがな |
|--------|-------------------------|------------|
| 学識経験者 | 【委員長】 首都大学東京名誉教授 高見澤邦郎 | たかみざわ くにお |
| | 【副委員長】 首都大学東京大学院教授 大杉 覚 | おおすぎ さとる |
| | 日本女子大学住居学科教授 篠原聡子 | しのはら さとこ |
| | 中央大学文学部教授 山田昌弘 | やまだ まさひろ |
| 区民 | 木下崇子 | きのした たかこ |
| | 黒田美架 | くろだ みか |
| | 高木 彰 | たかぎ あきら |
| | 田辺恵一郎 | たなべ けいいちろう |
| | 根木真代 | ねき まさよ |
| | 林 一恵 | はやし かずえ |
| | 吉野佳世 | よしの かよ |
| 北区議会議員 | 大畑 修 | おおはた おさむ |
| | 金子 章 | かねこ あきら |
| | 小池 たくみ | こいけ たくみ |
| | 土屋 敏 | つちや さとし |
| | 野々山 研 | ののやま けん |
| 北区職員 | 地域振興部長 越阪部和彦 | おさかべ かずひこ |
| | 区民部長 風間秀樹 | かざま ひでき |
| | 政策経営部長 清正浩靖 | せいしょう ひろやす |
| | 総務部長 谷川勝基 | たにがわ かつき |
| | 危機管理室長 伊達良和 | だて よしかず |
| | まちづくり部長 三浦 隆 | みうら たかし |

◎敬称略

◎五十音順

資料3 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会 開催経過

| 開催回 (日程) | 検討項目 | 主な検討内容 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 (7月30日) | <ul style="list-style-type: none"> 前年度検討調査報告書の概要説明 庁舎の現況説明 全体計画案とスケジュールの説明 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度調査報告書(概要)の検討内容の確認 庁舎の現況と課題の確認 検討委員会の検討スケジュールの確認 北区新庁舎検討会だよりの編集方針の会議 |
| 7月30日 | 北区新庁舎検討会だより(第1号)のための編集会議 | |
| ▼ | | |
| 8月30日 | 北区新庁舎検討会だより(第1号)発行 | |
| ▼ | | |
| 第2回 (9月14日) | <ul style="list-style-type: none"> 庁舎の課題の確認 望ましい庁舎像の検討(I) | <ul style="list-style-type: none"> 庁舎の現状と課題 庁舎建設の必要性 |
| 9月14日 | 北区新庁舎検討会だより(第2号)のための編集会議 | |
| ▼ | | |
| 視察 (10月15日) | <ul style="list-style-type: none"> 他自治体視察 | 千代田区役所、つくば市役所を視察 |
| ▼ | | |
| 10月20日 | 北区新庁舎検討会だより(第2号)発行 | |
| ▼ | | |
| 第3回 (11月10日) | <ul style="list-style-type: none"> 望ましい庁舎像の検討(II) | <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設の理念 新庁舎が備えるべき機能 |
| ▼ | | |



◎検討会の議事録は北区ホームページに掲載されています。

◎編集会議とは、区民委員によって構成される会議で、検討会の内容を盛り込んだ情報紙「北区新庁舎検討会だより」を作成しています。

◎「北区新庁舎検討会だより」は37ページ「資料9」を参照。

資料 4

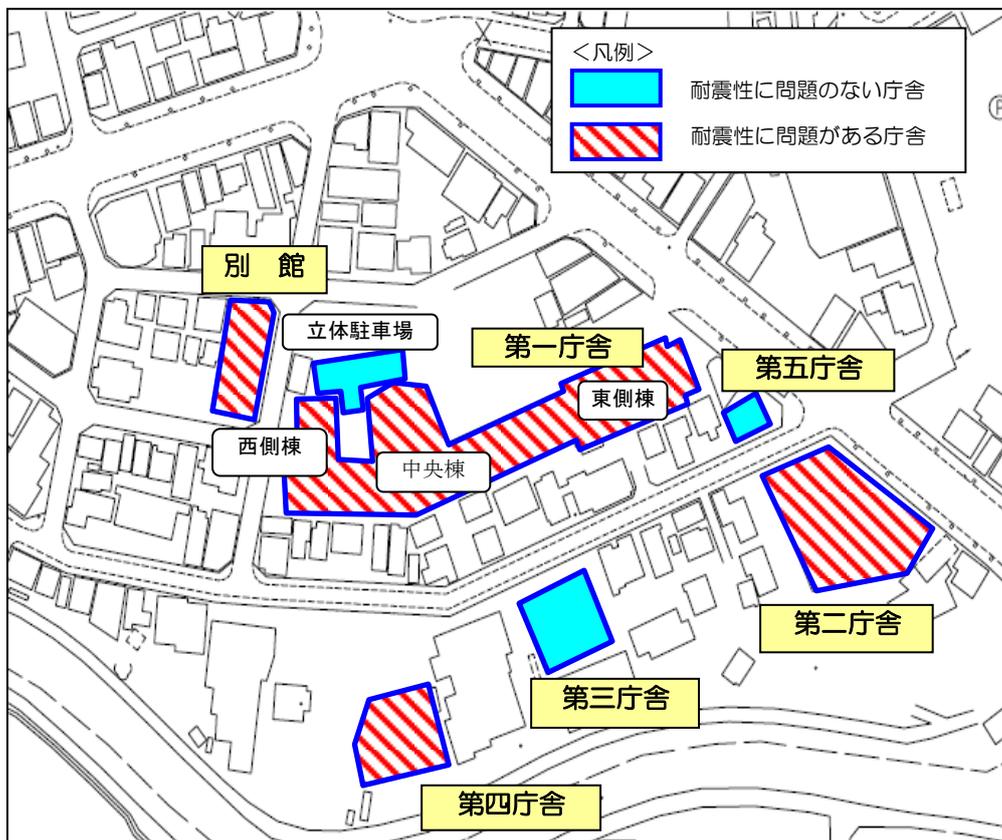
現庁舎の状況と課題

◆各庁舎の現在の状況

【図表 1 各庁舎の現在の状況】

| 庁舎名 | 第一庁舎 | | | | 第二庁舎 | 第三庁舎 | 第四庁舎 | 第五庁舎 | 別館 |
|-----------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| | 中央棟 | 西側棟 | 東側棟 | 立体 駐車場 | | | | | |
| 建築 年月 | 昭和 35 年 5 月 | 昭和 37 年 10 月 | 昭和 43 年 2 月 | 平成 4 年 8 月 | 昭和 38 年 5 月 | 昭和 59 年 7 月 | 昭和 36 年 4 月 | 平成 13 年 3 月 | 昭和 35 年 1 月 |
| 築後 年数* | 50 年 | 48 年 | 43 年 | 18 年 | 47 年 | 26 年 | 49 年 | 10 年 | 51 年 |
| 延面積 | 4,788 m ² | 6,516 m ² | 817 m ² | 1,641 m ² | 4,538 m ² | 1,920 m ² | 1,650 m ² | 477 m ² | 748 m ² |
| | 13,762 m ² | | | | | | | | |
| 庁舎総面積：23,095 m ² | | | | | | | | | |
| 建物の 耐震性 | 補強対策が必要 | | | 基準を満 たす | 補強対策 が必要 | 基準を満 たす | 建物強度 が不足 | 基準を満 たす | 補強対策 が必要 |

* 築後年数は、平成 23 年 3 月現在の建築年月からの年数



◆課題

1. 安全

【現状】 第三・第五庁舎を除き、庁舎として備えるべき耐震性能を著しく満たしておらず、劣弱な構造にあります。(24 ページ「図表 1」)

【問題点】

災害発生時において利用者である区民、区職員の人命が危険にさらされる恐れがある。また、施設の倒壊等により区役所としての日常業務継続に重大な支障が生じるほか、区の防災拠点として機能することができない恐れがある。

◎建物の耐震性能

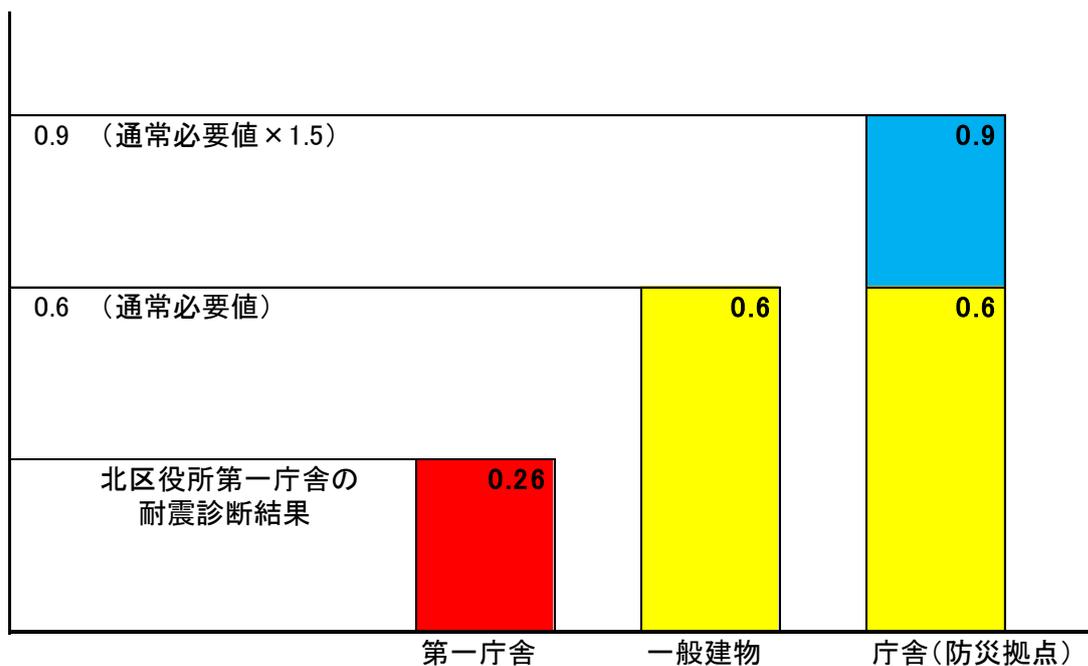
既存建物の耐震性能を表す指標については、I s 値 (26 ページ「図表 3」参照) が使われます。

一般建物については I s 値 0.6 が必要とされており、この数値は過去の被害データを基に定められたものです。

◎庁舎の耐震性能

庁舎など、防災上特に重要な建物については、一般建物の 1.5 倍の耐震性能を確保することとされており、I s 値 0.9 (=0.6×1.5) が必要となります。

【図表 2 必要な I s 値と現庁舎の比較】



【図表3 現庁舎（第一庁舎）の耐震診断結果】

| | 第一庁舎 | | | | | | 第二庁舎 | | 第四庁舎 | | 別館 | |
|------|----------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|------|---------|------|--------------|-----|----------------|-------|
| | 東側棟 | | 中央棟 | | 西側棟 | | 判定 | Is値 | 判定 | Is値 | 判定 | Is値 |
| | 判定 | Is値 | 判定 | Is値 | 判定 | Is値 | | | | | | |
| 7階 | × | 0.35 | Is値（構造耐震指標）とは Is値とは、耐震診断調査などにより、建物が保有する耐震性能（地震に対する安全性）について数値化した指標値のことです。 Is値が大きいほど建物の耐震性能が高いことを表わします。 | | | | | | | | | |
| 6階 | × | 0.44 | | | | | | | | | | |
| 5階 | × | 0.31 | | | | | | | | | | |
| 4階 | × | 0.29 | × | 0.15* | × | 0.42 | × | 0.35 | | | | |
| 3階 | × | 0.29 | × | 0.52 | × | 0.46 | × | 0.27 | × | - | | |
| 2階 | × | 0.29 | × | 0.42 | × | 0.37 | × | 0.27 | × | - | × | 0.15* |
| 1階 | × | 0.26 | × | 0.41 | × | 0.32 | × | 0.29 | × | - | × | 0.34 |
| 地下1階 | × | 0.47 | × | 0.26 | | | × | 0.46 | × | - | | |
| 総合判定 | 補強対策が必要 *鉄骨造部分 | | | | | | 補強対策が必要 | | 建物強度不足で対策不可能 | | 補強対策が必要 *鉄骨造部分 | |

2. 老朽

【現状】主たる庁舎が40～50年近くを経過し、建物の内外装、各種設備の老朽化が進んでいます。庁舎の目標使用年数は残り概ね15年です。（24ページ「図表1」）

【問題点】

老朽化の進展に伴い、今後さらに建物、設備の改修・補修頻度が高まるとともに、修理規模の増大による維持管理費用の増加（28ページ「図表4」）が懸念される。また、構造的要因から、ユニバーサルデザイン化やIT化への対応が困難な状況にある。

3. 分散

【現状】庁舎が6つに分散しており、区民が利用する窓口が複数の庁舎にまたがっています。また庁舎間の移動が公道を介しています。

【問題点】

分散により、利用者の利便性、安全性など区民サービスに支障をきたしている。また、書類等を持参しての庁舎間の移動は、セキュリティ上の問題がある。

4. 狭あい

【現状】 現庁舎の職員1人当たりの延床面積は他の自治体に比べて極めて小さい状況です。車いすやベビーカーが通行しにくい通路、慢性的な会議室不足、狭いトイレなど、施設の狭あい化が顕著です。

【問題点】

執務空間の不足から効率的な窓口配置が行なえず、窓口や待合空間の不足を招いている。また、相談スペースの不足は区民のプライバシーを守る上で課題がある。さらに構造的な理由から、空間構成の効率的な配置が難しく、区民協働スペースの確保、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化にも対応が困難な状況（29ページ「図表5」）である。

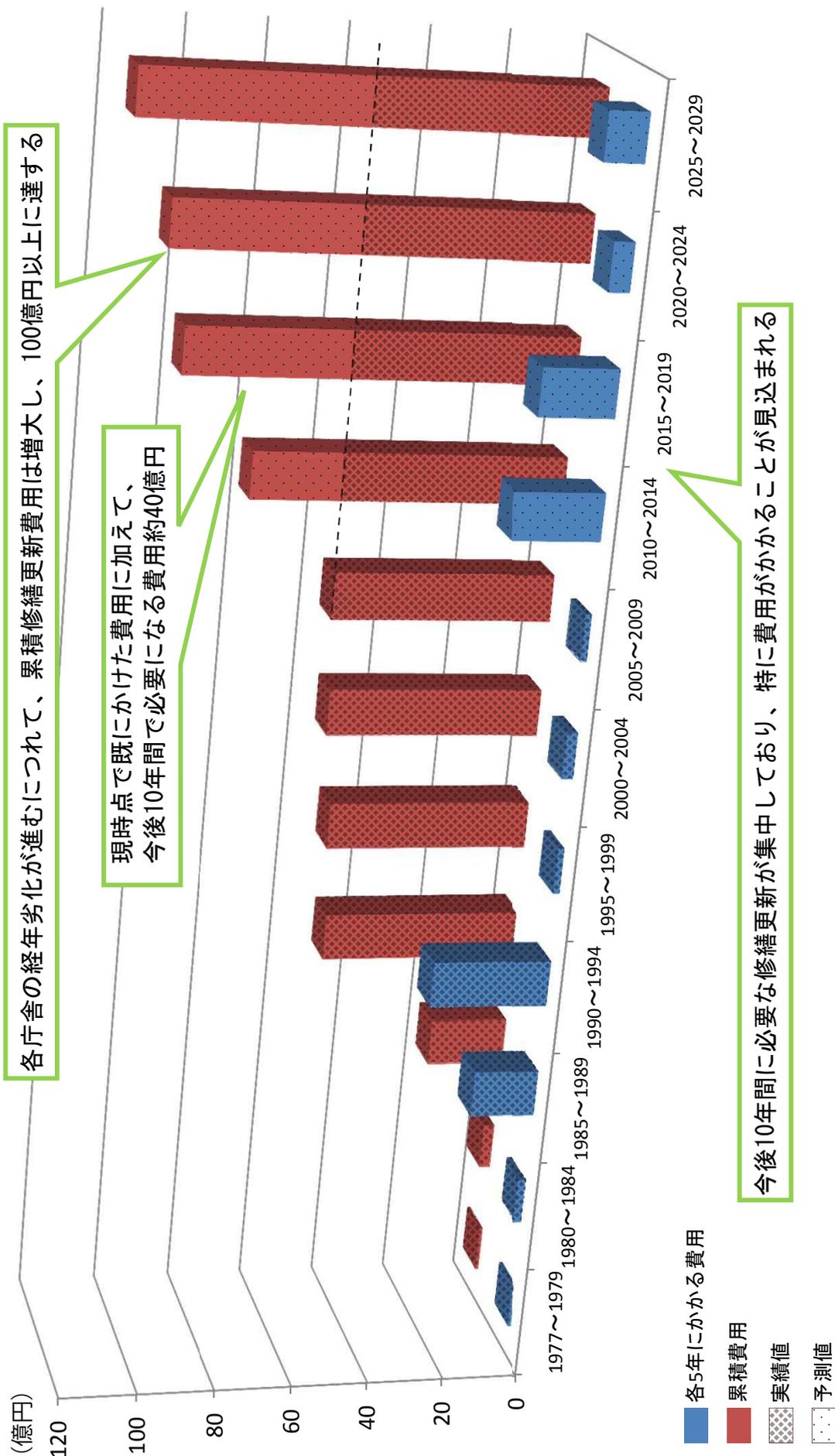
5. 環境

【現状】 庁舎が老朽化、分散しているため、環境負荷低減につながる自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源を採用した最新技術の導入に限界があります。

【問題点】

庁舎の老朽化と分散により、効率的・効果的な環境負荷低減が行われておらず、積極的な環境改善対策が図られていない。

【図表4】 現庁舎の修繕更新費用の推移と今後の試算



【図表5】現庁舎の問題点（第一庁舎）

庁舎の狭い状況について、東京都バリアフリー条例^①の評価項目を参考に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から現況調査を行いました。不特定多数の来庁者や主に高齢者・身体障害者が利用する範囲において条例で定められた基準に適合していない箇所について以下、例示します。

撮影日 平成22年12月



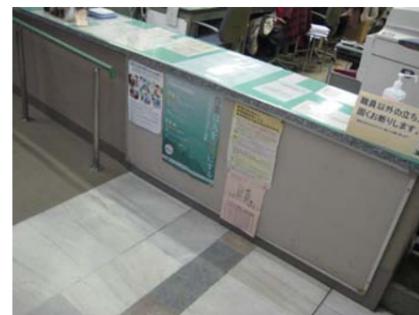
① スロープ（屋外）
 ・勾配が条例基準よりきつい。
 ・床面が前後の通路との識別がしづらい。



② 障害福祉課・高齢福祉課前廊下
 ・幅員が条例基準より狭い。
 ・待合スペースがないため、椅子に座るとさらに幅員が狭くなる。



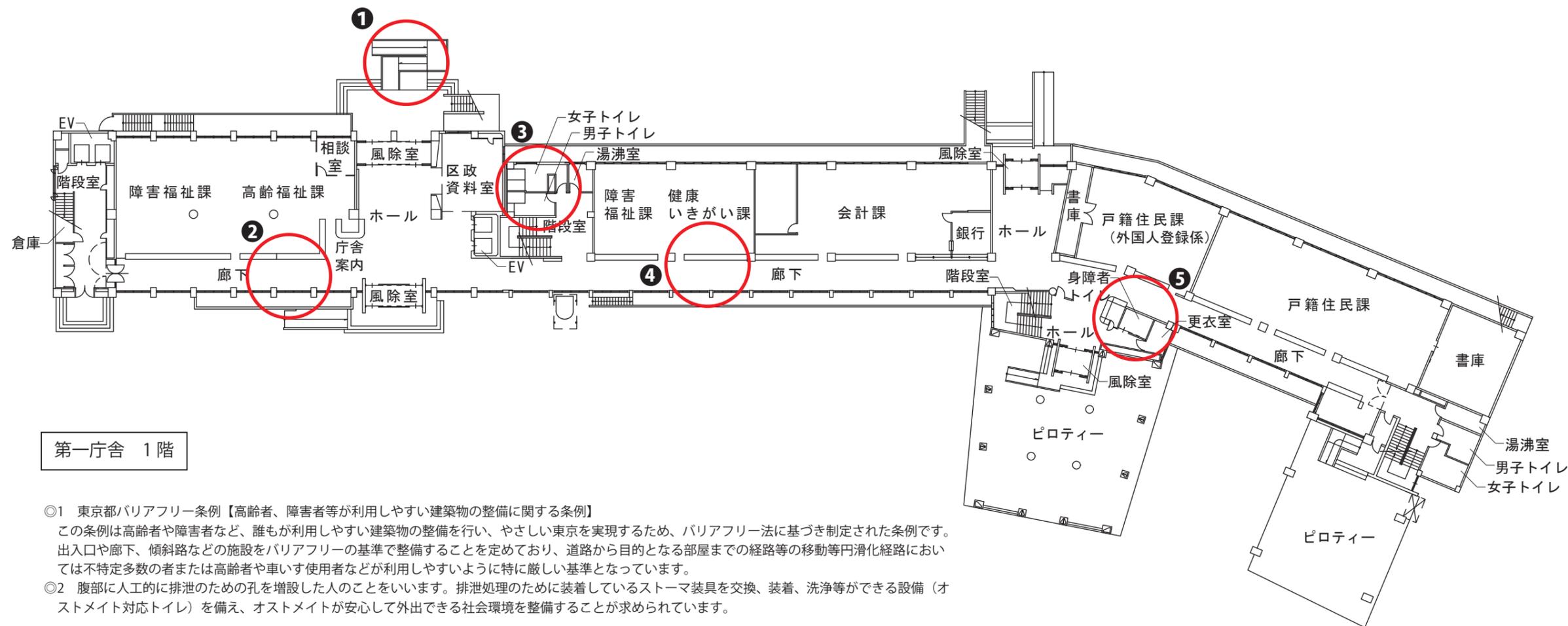
③ トイレ
 ・高齢者や歩行困難者が寄りかかれるような手すりがない。



④ 窓口カウンター
 ・カウンターが高く、車いす使用者のひざが入らない形状である。



⑤ トイレ
 ・第一庁舎にはオストメイト^②対応トイレがない。（区役所全体としては第二庁舎に一カ所設置。）



【図表5】現庁舎の問題点（第二庁舎）

撮影日 平成22年12月



- ①** スロープ（屋外）
- ・勾配が条例基準よりきつい。
 - ・床面が前後の通路との識別がしづらい。



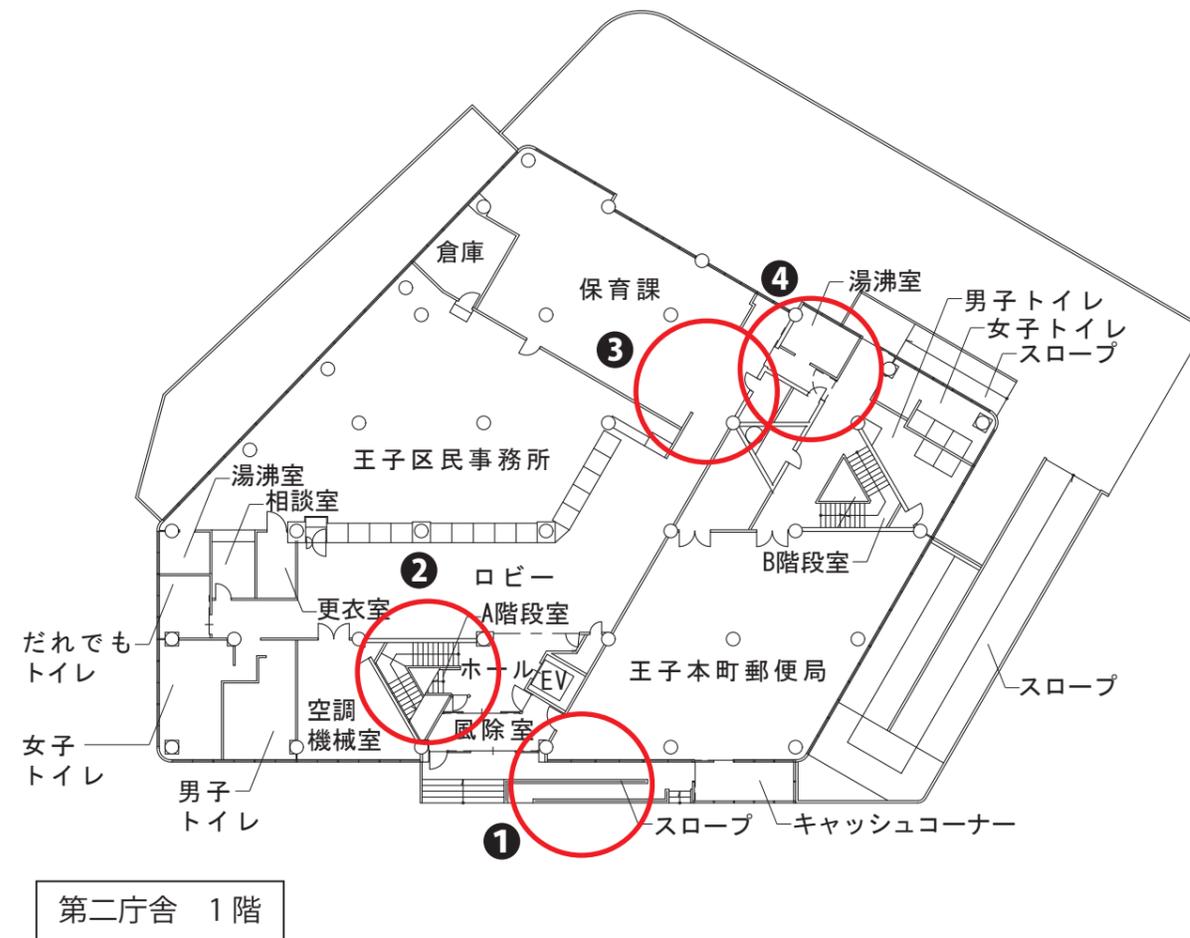
- ②** 階段
- ・手摺位置が高く、端部が連続してないためつかみづらい。
 - ・端部が不適切な形状である。



- ③** 保育課前の廊下
- ・幅員が条例基準より狭い。
 - ・廊下が待合スペースとなっており、混雑時には通行に支障がある。
 - ・「赤ちゃん休憩室」が近くにない。



- ④** 廊下
- ・幅員が条例基準より狭い。
 - ・出入口幅が条例基準より狭く、車いすやベビーカー等の通行がしづらい。

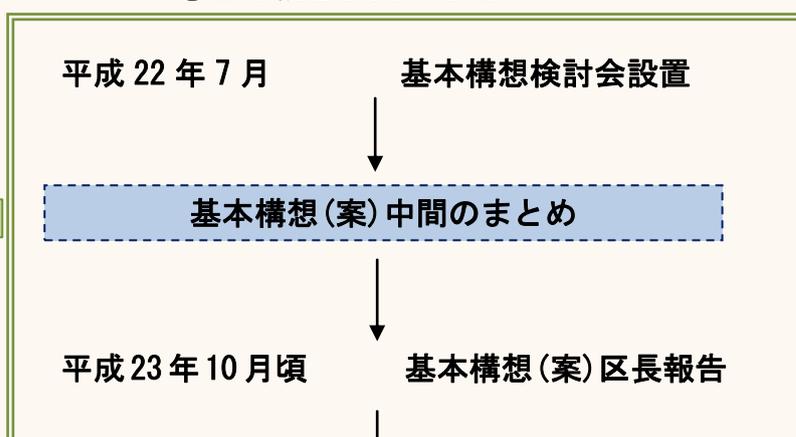


資料5 新庁舎建設計画の手順と主な計画内容

庁舎のあり方に関する基本方針策定（平成22年3月）

①基本構想検討・策定

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会
検討



パブリックコメント実施

基本構想策定（平成24年3月）

基本構想は、今後の「基本計画」「基本設計」「実施設計」を策定する際の指針となるものです。望ましい庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の基本的な考えを示します。

②基本計画検討・策定

基本計画は、「基本設計」「実施設計」に反映させる具体的な考え方を、区議会における検討も踏まえ示します。

③基本設計

④実施設計

⑤建設工事

新庁舎建設の基本理念を策定するにあたり、北区の上位計画を整理しました。

1. 北区基本構想

北区基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の目標とともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示したものです。

区では、区を取り巻く環境の変化に対応するために、また区が抱える諸課題を解決し、北区らしさを大切にしながら 21 世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、平成 11 年（1999 年）6 月、議会の議決を経て策定しました。

（1）基本構想の理念

『平和と人権の尊重』
『区民自治の実現』
『環境共生都市の実現』

（2）将来像

ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち
－ 人と水とみどりの美しいふるさと北区

2. 北区基本計画 2010

北区基本計画 2010 は、「北区基本構想」に掲げた将来像を実現するために、区が今後 10 カ年（平成 22 年度～31 年度）に行う施策の内容を明らかにしたものです。

（1）基本姿勢と、4つの重点戦略

「区民とともに」を基本姿勢に 4つの重点戦略に基づき区政を推進
－ 4つの重点戦略－

- ① 「子ども」・かがやき戦略
- ② 「元気」・いきいき戦略
- ③ 「花＊みどり」・やすらぎ戦略
- ④ 「安全・安心」・快適戦略

(2) 計画上の位置づけ

区役所庁舎については、「庁舎の耐震化・改築」として以下のように位置づけられています。

【庁舎の耐震化・改築】

防災・復興拠点である本庁舎の耐震上の課題、老朽化などに対応するため、改築する。また、新庁舎完成までの期間における現庁舎の耐震性能に対する緊急的な対策として、暫定耐震補強を行う。

| 全体計画 A (31 年度目標) | 現況 B (21 年度末見込) | 必要事業量 A-B=C | 前期 (22~26 年度) | 後期 (27~31 年度) |
|---------------------|--------------------|----------------|--------------------------|----------------------|
| 改築工事 | 検 討 | 改築工事 | (◎用地)・基本 構想・暫定耐震 化 | 基本計画 設計・改築工事 化 |

◎用地については未定

(北区基本計画 2010 より)

資料 7

他自治体の視察

◆茨城県つくば市役所 庁舎概要（平成 22 年 3 月完成）

敷地面積 約 90,000 m²
建築面積 建築本体：6,192 m²
延床面積 建築本体：21,004 m²
構 造 鉄筋コンクリート造（PC 造）、
一部鉄骨造免震構造
階 数 地上 7 階



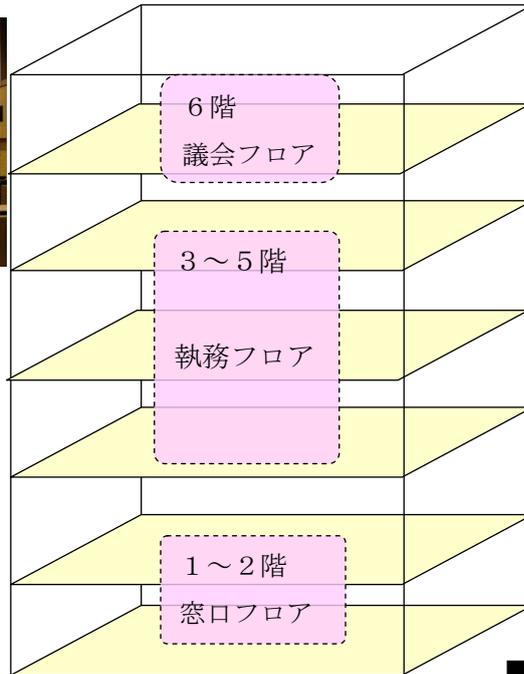
<つくば市役所フロア構成>



議場

■議会フロア（6階）

傍聴ロビーをエレベーター近くに配置し、議場への動線をバリアフリー化することで、傍聴者に利用しやすい計画になっています。

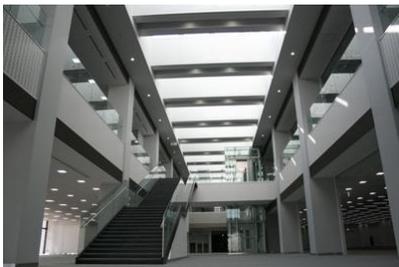


■執務フロア（3～5階）

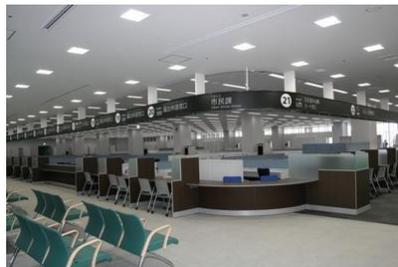
執務スペースは、ワンルーム型とし、執務レイアウトの自由度を高め、将来的な組織変更にも柔軟に対応できる空間になっています。



執務室



エントランス



1階窓口

■窓口フロア（1～2階）

エントランスロビーは、1～2階が一体となった明るく見通しがよい吹抜空間とし、吹き抜けを介し窓口部門や会議室を集中させることで市民の利便性を高め、市民交流の場所としても利用できる計画となっています。

◆東京都千代田区役所 庁舎概要（平成 19 年 2 月完成）

敷地面積 4,258.5 m²

建築面積 約 2,600 m²

延床面積 約 60,000 m²のうち

区所有床面積約 24,500 m²（区所有分）

構 造 鉄筋造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

階 数 地上 23 階、地下 3 階



<千代田区役所 フロア構成>



■議場フロア（7～8階）

議場は、区議会で使用するだけでなく、ミニコンサートや映画会など多目的に利用できるように映像や音響設備を備えています。



■区民ホール（1階）

普段はサロンやギャラリーとして、誰もが憩い交流できるオープンなスペースとなっています。また、さまざまなイベントや講演会の会場としても多目的に活用できます。



■窓口フロア（2階）

各種証明書の交付や、転入・転出の際の様々な手続きを一カ所の窓口で完結させる、ワンストップサービスを実現しています。

資料 8

現庁舎見学会

日 時：平成 22 年 11 月 10 日（水）16 時 30 分～18 時 00 分

見学順路：

- ①第一庁舎 5 階 議場
- ②第一庁舎地下 機械室
- ③第一庁舎地下 休日・夜間窓口
- ④第一庁舎地下 電気室
- ⑤別館前
- ⑥第四庁舎前
- ⑦第三庁舎前
- ⑧第二庁舎 保育課前
- ⑨第二庁舎 王子区民事務所
- ⑩第一庁舎 1 階 高齢福祉課前
- ⑪第一庁舎 1 階 戸籍住民課前
- ⑫第一庁舎 2 階 国保年金課前
- ⑬第一庁舎 2 階 子育て支援課前
- ⑭第一庁舎 2 階 防災課前
- ⑮第一庁舎 2 階 税務課前
- ⑯第一庁舎 4 階 第二委員会室



<① 議場と傍聴席を視察>



<⑩ バリアフリーの状況を確認（庁舎出入口）>



<⑪ バリアフリーの状況を確認（戸籍住民課前）>



<⑭ 執務室の状況を確認（防災課）>

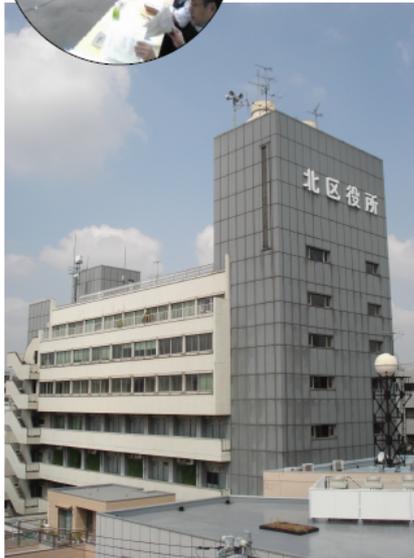
北区新庁舎検討会だよりは、検討会開催後発行し、発行日から2週間程度、各町会・自治会掲示板や地域振興室などに掲示しています。

北区新庁舎検討会だより

第1号 平成22年8月30日発行 発行:北区 編集:新庁舎建設基本構想検討会



新庁舎建設基本構想検討会が、 いよいよはじまりました！！



●「新庁舎建設基本構想検討会」ってなに？

北区の新しい庁舎の建設に向けて、区民や区議会、学識経験者などを交え、今後の望ましい庁舎について話し合いをするための会議です。

● 第1回検討会で話し合った内容

- ・ 庁舎に関するこれまでの検討経緯
- ・ 検討会の今後の進め方

※ 詳細は、区ホームページ↓をご覧ください。

URL: <http://www.city.kita.tokyo.jp>

今年の開催スケジュール

- 第1回（7月30日）終了
- 第2回（9月14日）庁舎の課題
- 第3回（11月予定）望ましい庁舎像Ⅰ
- 第4回（12月予定）望ましい庁舎像Ⅱ
- ※ 第5回以降は、来年予定

皆さんも傍聴してみませんか！

= 次回の開催 =

日時: 9月14日(火) 18:30~20:30

場所: 区役所第一庁舎 第2委員会室

※ 傍聴ご希望の方は、下記のお問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

お問い合わせ、ご意見は、

北区総務部総務課庁舎・車両管理係

電話: 03(3908)8628 FAX: 03(3905)3423

Eメール: sharyo@city.kita.lg.jp まで!

北区新庁舎検討会だより

第2号

平成22年10月20日発行 発行:北区 編集:新庁舎建設基本構想検討会

第2回検討会を開催し、新しい庁舎像について話し合いました!

● 第2回検討会で話し合った内容

- 新庁舎建設基本構想の構成について
 - 現庁舎の状況と庁舎建設の必要性について
 - 庁舎建設の基本的理念について
- ※詳細は、区ホームページ↓をご覧ください。

URL: <http://www.city.kita.tokyo.jp>

皆さんも傍聴してみませんか!

= 次回の開催 =

日時: 11月10日(水) 18:30~20:30

場所: 区役所第一庁舎 第2委員会室

※傍聴ご希望の方は、下記のお問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

● 検討会での主な意見

言葉、表現方法を工夫して

現庁舎の問題点を区民の皆さんに理解してもらいたい!

区民の視点に立ち、誰もが分かりやすい基本構想をつくりましょう!

例えば・・・

例えば、新しい庁舎像は・・・

区民相談スペースは狭い上、声が外に漏れてしまいそう・・・

長持ちする庁舎

狭いトイレや段差は不便で危険!

環境負荷が少なく、環境対策で模範となる庁舎



(トイレ)

(出入口)

第一庁舎1階
トイレと出入口前の段差

数十年先でも、様々な行政需要に対応できる庁舎 など...

区民の皆さんの理解を得られ、分かりやすい基本構想を目指します!

お問い合わせ、ご意見は、

北区総務部総務課庁舎・車両管理係

電話: 03(3908)8628 FAX: 03(3905)3423

Eメール: sharyo@city.kita.lg.jp まで!

北区新庁舎検討会だより

第3号 平成22年12月20日発行 発行:北区 編集:新庁舎建設基本構想検討会

新庁舎建設基本構想の検討にあたり、参考事例として、千代田区役所、つくば市役所を見学しました！

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>平成19年完成</p> <p>気軽に立ち寄りたくなる</p> <p>千代田区庁舎</p>  <p>打ち合わせ、勉強、待ち合わせ場所に、区民に大人気の「開放スペース」</p>  <p>プライバシーに配慮されたワンストップサービスが自慢の「窓口」</p> | <p>平成22年完成</p> <p>明るく快適な</p> <p>つくば市役所</p>  <p>ロビー天井には「天窓」を設置し、光と風の自然エネルギーを取り入れている</p>  <p>南に面した居心地の良い「レストラン」</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

～第3回検討会で話し合った内容～

- ・庁舎建設の理念について
- ・庁舎に備えるべき機能について

※詳細は、区ホームページをご覧ください。URL:<http://www.city.kita.tokyo.jp>

お問い合わせ、ご意見は、

北区総務部総務課庁舎・車両管理係

電話:03(3908)8628 FAX:03(3905)3423

Eメール:sharyo@city.kita.lg.jp まで！

刊行物登録番号 22- 2-037

北区新庁舎検討会だより

第4号 平成23年1月25日発行 発行:北区 編集:新庁舎建設基本構想検討会

北区役所の現状を知るため、庁舎を見学しました！



～第4回検討会で話し合った内容～

- ・庁舎建設の理念及び機能
 - ・「中間のまとめ」構成案について
- ※詳細は、区ホームページをご覧ください。
URL:<http://www.city.kita.tokyo.jp>

～次回の開催～

日時:2月14日(月) 18:30～20:30
場所:区役所第1庁舎 第2委員会室
※傍聴ご希望の方は、下記のお問い合わせ先まで
事前にご連絡ください。

お問い合わせ、ご意見は、

北区総務部総務課庁舎・車両管理係

電話:03(3908)8628 FAX:03(3905)3423

Eメール:sharyo@city.kita.lg.jp まで!

東京都北区新庁舎建設基本構想案（中間のまとめ）

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会

平成23年3月

発行／北区

編集／総務部総務課・営繕課

〒114-8508

北区王子本町 1-15-22

電話（3908）8628

編集協力／株式会社 日本経済研究所